

令和3年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

令和4年3月24日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

令和3年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

令和4年3月24日（木）午後2時から午後3時50分まで

2 場所

愛知県自治センター 12階 会議室E

3 出席者

青島史枝委員、江川和郎委員、大石明宣委員、岡田ひろみ委員、
木本光宣委員、栗本辰也委員代理、小島一郎委員、鈴木智敦委員、
高橋脩委員、坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、
中住正紀委員、長谷川宏委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、
渡邊久佳委員 17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

高橋会長

皆さん、こんにちは。本日は年度末でお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。この協議会は、愛知県における障害のある方々の相談支援体制等を充実していくために、委員全員で平等に協議を行うものであります。委員の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、会議が充実したものになりますよう、御遠慮なく御意見をいただければと思います。

本日の会議の内容は、議題が1件、報告事項が4件となっております。委員の皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに会議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、議題（1）愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況についてのうち、

人材育成部会から始めたいと思います。小島部会長、よろしくお願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について 人材育成部会

人材育成部会 小島部会長

資料1をもとに説明をしていきます。人材育成部会では議題として今年度、三つ取り扱っております。一つ目が、主任相談支援専門員の養成及び講師確保についてです。主任相談支援専門員につきましては、令和元年度から始めている研修になりますが、もともと現任研修を受講後、さらに実務経験を積んで取得する研修ということで、なかなか各市町村において受講要件を満たす方がいないということや、一度研修を行ってある程度の配置している市町村がある一方で先ほどの受講要件のこともあり、まだ配置できていない市町村があるということも課題になっています。また、そういった受講要件のハードルが高いということもありまして、研修自体を継続していった場合に、どの程度受講者が継続して受講してくれるだろうかということも、もともと課題として念頭にありました。そのため、今後、愛知県として研修を継続していくにあたり、どの程度の受講が見込まれるのかということも事前に調査をしました。結局、研修自体がコロナの影響で昨年度が中止になりまして、今年度も延期という形になっていて、受講者数についての課題というのも、一旦先送りというようなことにはなっていますが、各市町村で相談支援体制の核になる人材の養成のための資格ということになりますので、市町村の状況ですとか、受講の状況を把握しながら、今後また取り組んでいくということになります。また、その主任相談支援専門員研修の講師について、平成30年度と31年度に、国で直接養成研修がありまして、その研修を受けた講師さん方が、今のところ講師を担っていただいておりますが、他の初任者研修や現任研修では、毎年行われる国の研修を受けた方で講師を担える人間の裾野を広げてきているということに比べ、主任相談の研修は、比較的新しい研修だということもありますし、受講要件の高さもありまして、なかなか講師を担える人材が広げられていないということも課題になっています。これについても、今後、毎年行われる指導者養成研修に、主任研修を修了した方にも加わっていただいて、主任研修自体を担える人材も計画的に作っていきたいと考えているところです。この主任相談支援専門員というのは、地域の核になる人材ですので、地域アドバイザーの方々とも、こういう課題を共有したり、いろいろ地域の状況もお聞きしたりしながら、今後進めていきたいと考えております。

二つ目です。サービス管理責任者とフォローアップ研修のあり方についてです。サービス管理責任者の研修についても、新しく研修カリキュラムが変わって、以前ですと、年度の研修を受ければ、サビ管、児発管になれたものが、今は二階建てになって、基礎

研修を受けてから2年の間を空けて、実践研修を受けて、やっとサビ管になれるという形になっています。ただ、フォローアップ研修については、前のサビ管研修の頃から引き続き行っていますけれども、基礎研修と実践研修の間の2年間の過ごし方によって受講者の質が変わってきたり、もともと受講される方のスキル不足や質の低下ということも見られるという課題もありまして、研修の形が変わったのに合わせて、このもともとやっていたフォローアップ研修も、どのようにしていこうかということをお話し合っています。意見として、どのような対象者像を設定するかによってテーマを今後検討していくということにはなっているんですけども、この後、議題3のところでもお話します、各市町村ですとか、圏域の研修のあり方等も連動させて、どのようにこのフォローアップを行っていくかということが、今後も話し合っていくところになります。

最後三つ目の議題です。市町村における障害福祉従事者向けの研修の実施状況についてです。これについても県のいろいろな資格研修が変わってきている中で、一方で市町村自体がどのような研修を行っているのかということで調査をしたものになります。調査結果としては資料のとおりです。もともと調査対象が令和2年度実施分として予算化された研修という条件付きで行いましたが、おそらくこちらに上がってきた研修以外に協議会の方の予算で行っている研修もあるのだらう想像されまして、市町村の実際の研修の頻度や中身としては限られた研修が、調査の結果として上がってきているという印象もあります。今後またそこは精査をしていかなければいけないとは考えています。市町村ごとで、研修を計画的に行うことができているところもあれば、なかなか苦勞されているところもあるようです。そういう市町村の間の取組の差というものも、以前から話題になっておりますので、主な意見のところにありますように、隣合った市町でしたら、研修の情報を共有することで、相互に受講し合えるような工夫をしたり、講師派遣を工夫したり、あとは県の研修自体が変わってきておりますので、一方で各市町村で行うべき研修の内容というものはどういうものなのかということ、ある程度県の方から示していくようなことも必要ではないかという御意見もいただいております。議題1、議題2については、ここ数年間、資格取得の研修の仕組みが変わってきたことに対して、数年経って見えてきた課題を改めて検討するということと、それに従って市町村ではどんな研修を行っていくべきなのかということと、今後、話し合っていく課題を整理したということが一番のポイントになるかと考えております。2ページ目の資料は今年度の研修事業の実施状況についてです。こちらは、見ていただいたとおりになりますので説明は割愛させていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。事業は人なりで、人材育成はますます重要な課題ですけども、今の説明について御質問、御意見はありませんでしょうか。

松下委員

ただいま御説明いただいたとおり、研修のプログラムの内容が非常に充実、多岐に渡るようになってきましたので、以前のこの協議会での私の方から、県としてやるべき研修、団体をお願いしてできる研修、市町村だからこそできる研修と役割を整理した方がいいだろうというお話をさせていただいたと思いますが、そのように御検討していただけるとうれしいと思います。重なってる研修などもありますし、例えばフォローアップ研修についても、従来の分野ごとに分かれていたときの時代に設定をされた研修プログラムになりますが、サビ管の方も、基礎研修、実践研修、更新研修という形で常にフォローしていく体制ができ上がってきている中で、加えて専門コースの研修も増えてきていますので、そうすると、敢えてこのサビ管のフォローアップ研修という位置付けで何をフォローアップする必要があるのかということは考えていく必要があるだろうと思います。この資料の中にも記載がありますが、基礎研修から実践研修の間の2年間で、各事業所でOJTを積んで研修に臨んでくださいという設計にはなっているものの、国の方から具体的にOJTの内容が示されている訳ではありません。そうすると、例えば児童発達支援事業や、放課後等デイサービスのように、小規模の事業所で運営されてるところでは、なかなかOJTをやっていくというのは難しいだろうなと思いますので、このあたりは可能であれば市町村や圏域単位で身近な社会資源をイメージしながらOJTをしていくということができると、この基礎からの2年間にしっかりと経験を積んでいけるようになるのではないかなと思います。そういうことも含めて、県としてやる研修、市町村だからこそできる研修というような形で県が研修テーマ等の指針を示すとよいというような御意見があったようですけれども、どんな研修があって、どんな立て付けでどこが繋がっているということを少し整理しながらグランドデザインのような形で、県や市町村の役割などを整理されると、皆さんで議論をしていく上でも整理しやすくなるのかなと思います。そういったところで、例えばそれぞれ研修に携わっている講師の方でお手伝いできることがあるのであれば御協力もしていけるのかなと思っています。

高橋会長

小島部会長、何か御発言ありますでしょうか。

人材育成部会 小島部会長

ありがとうございます。今、お話いただいたとおりなんですが、相談支援の方も、市町村ごとの仕組みや取組のスタンスの差もありますし、事業所ごとでもいろいろ差があるところかと思えます。OJTというお話もありましたけれども、事業所の中で先輩から自然に教わっていけるような環境にある方がみえる一方、相談支援の場合ですと1人事業所というところも多いですし、サビ管の方でもなかなか自然に教わる環境にない方

もみえるんだろうと思います。そうしますと、市町村や事業所で意識的に自覚を持ってやっていたかなければいけない面もあるかとは思いますが、一方で地域単位で協力しながらですとか、どういうふうに進めていけばいいのかを県の資格研修の仕組みも踏まえて、市町村の方にも何らかのモデルをお示しするといったような整理がしていけるのかなというふうな話をしておりますので、また検討していけたらと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。市町村とコミュニケーションをきちんと取っていただいて、現場の問題について把握し、それを踏まえて役割分担をしていくということが大事なかなと思いますので、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

岡田委員

今、小島委員のお話を伺いましたが、主任相談員やサービス管理責任者の人材というところについて、利用者の立場から申し上げますと、若い職員さんが辞めていってしまうという状況が多くあるように思います。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、なかなかいつもの事業ができなかったり、支援ができないというところで、主任相談員やサービス管理責任者になっていくべき人が2年ぐらい経ったら辞めていかれてしまう現状がたくさんあります。その人たちが、なぜ辞めていかれるのかということはよく分かりませんが、今日、午前中に愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会があって、その中で強度行動障害の研修を受けられた方のアンケートを見た時に職員さんのメンタルケアやモチベーションを維持するための研修があればいいという意見がありまして、若い職員さんたちが育っていく過程で、やはりコロナのせいもあって行き詰まってしまうということや、先に希望がなかなか見つけられないというような現状が少なからずあるのではないかと思います。もちろんサービス管理責任者も主任相談員もとても大切ですが、そこにいくまでの過程で辞めてしまった方たちがいるということが残念でたまりません。ぜひ研修のテーマに職員さんたちのモチベーションであったり、メンタルケアをどのように維持していくのかといったことを入れていただくと、これは県でやるのか市町村でやるのかよく分かりませんが、空白の期間などがなくなって、皆さんが目的などを持って職員を続けていただけるのではないかと推測しますので、ぜひお願いできたらいいなと思います。

高橋会長

小島部会長、いかがでしょうか。

人材育成部会 小島部会長

以前から人手不足ですとか人材確保ということは、ずっと大きなテーマになっている

と思いますが、せつかく今、障害福祉の業界で働いてくれている人たちが如何に辞めずにキャリアを積んでいただけるかということについては、我々がもう少し工夫できることもあるだろうなというふうに思っております。どうしてもこういう研修の話になりますと、覚えなければいけないことであるとか、身につける話ばかりになりがちなんですけれども、御意見をいただいたように如何にメンタルヘルスというところもしっかりと意識していただくとか、この先頑張っていくとどういうふうになっていけるのかというところも含めた内容というのを考えていきたいと思っております。

高橋会長

よろしく申し上げます。それでは、次に地域生活移行推進部会の報告に移りたいと思います。長坂部会長、よろしくお願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について 地域生活移行推進部会

地域生活移行推進部会 長坂部会長

地域生活移行推進部会の今年度の検討状況等について報告させていただきます。資料2-1のとおり福祉施設入所者の地域移行を推進するとともに、施設入所以外の暮らしの場の選択肢を増やすため、体験の機会を提供する地域生活支援拠点等の機能の充実を図るということを目的として、今年度は主に地域生活支援拠点等について議論を行いました。地域生活支援拠点等については、第6期障害福祉計画において年1回以上、運用状況を検証及び検討することになっております。まず、第1回の部会では、前回の自立支援協議会でも御報告させていただきましたが、多くの市町村で評価項目、基準が決まっていないということがありましたので、県がすべきことを検討した結果、モデル的な指標を示すということになりました。第2回の部会では、拠点等の機能のうち、緊急時の受け入れ対応及び体験の機会・場が十分に機能していないということが課題であるとの声を聞きましたので、整備状況や運用事例を各市町村に照会し、各委員からも意見をいただくとともに、各市町村へ取りまとめ結果を情報提供させていただきました。他市町村の整備状況や運用状況を把握することで、同じような事例が、自分の町で起きた時に対応できるのかどうかを検討する、そういった時の参考資料にさせていただければと考え、この手引書の作成に至りました。運用状況の検証・検討につきましては、先行市町村の実態を把握すると同時に、手引書のたたき台を県が作成し各委員で内容を検討しました。第2回の部会で上がった意見を踏まえて第3回の部会では手引書を一旦こういう形で完成させ、3月3日付けで各市町村に配布しております。今後の取組としましては、各市町村に対して修正意見等を聴取し、第2版、第3版と改定していければと考

えております。併せて、運用状況や事例を紹介し、各市町村への情報提供を行いたいと考えております。特に今年度は、コロナ禍ということもあり、状況を見ながら集合形式及びオンラインで部会を開催しました。現場を持つ私たちがなかなか動きにくい状況の中、今年度は特に事務局である県の方が市町村とのやりとりを含めて多くの労力を割いていただいたかと思っております、その結果が、この手引書だと思っております。まずは、こういう形で一つの形が出来たのではないかとということで御報告をさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。部会長の方から一通り説明していただきましたが、御質問、御意見はいかがでしょうか。

長谷川委員

手引書の中身のことになりますが、手引書の9ページ目に体験の機会・場の項目中、「4 運営に関する評価」というところがあります。これは、体験の機会・場に関して利用者による評価ということだと思います。これはやはり主催者側だけではなくて、利用する人もどういう風に評価したかということで非常によいことだと思います。しかし、手引書の7ページ目の緊急時の受入れ・対応の項目中の「4 運用に関する評価」については、「①緊急時対応を必要とする人が、スムーズに利用できましたか」ということで、これは実施者の評価となっています。実施者の評価は当然必要だと思いますが、先ほどの体験の機会・場では体験した人の評価も入っていますので、こちらについても、実施者の評価だけでなく利用した人がどうであったかということで、利用者の声を含むとか、利用者の評価といったものを入れていただきたいというのがお願いです。

高橋会長

これは御家族も含めてということでよろしいですか。

長谷川委員

家族も含むということではありますが、もともと家族というよりも、体験の機会にしても、緊急事態にしても、主たる利用者が当事者ですよね。それを面倒見ているというのは家族ですから、家族の声も含めていいと思いますが、基本的には当事者が体験の機会とか、緊急時の対応をしてしていただく、その結果として利用者がどういうふうな評価をしたのかということだと思います。

高橋会長

これについて、いかがでしょうか。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

緊急時の受入れ・対応については、手引書の6ページの「2 登録者の場合」「(ア) 支援方法等の判断」のところで、判断を誰が行うのかということについてやはり部会の方でも議論がありまして、当事者の方がという意味合いが伝わるように書いております。しかし、「4 運営に関する評価」というところでは、その部分が実施者目線での評価になってるといふ御指摘でした。同じように御本人自身がどうだったかということが一番大事なところだと思いますので、これだけだと読み取れないということであれば次の改訂版を作る時に当事者自身が運用に関する評価ができるようにということで、その文言を付け加えていくことができると思いますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

高橋会長

事務局の方から何かありますでしょうか。改訂版はいつぐらいに予定されますでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

こちらの方の手引きは3月に市町村にお配りさせていただいたところですが、この手引きを使ってどうであったかということ市町村の方にアンケートをさせていただいたうえで、改訂版を作りたいと思っておりますので、来年一年ぐらい後に考えていきたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございます。長谷川委員、よろしいでしょうか。

長谷川委員

俗に言う顧客満足度という言葉がありますように、やはり実施者の評価と利用者の評価が一致すれば一番いいのですが、違う場合もあると思いますのでその辺を盛り込んでいただきたいと思います。

高橋会長

それでは、他にいかがでしょうか。

松下委員

手引きの作成、本当に大変だったろうなと思います。作っていただいて感謝申し上げますとともに、こういったものは他県で同じように作成されてるものがあるのかお伺い

できればと思います。愛知県が先んじてやっているということであれば、大いに自慢させていただこうかなと思います。整備が進んでいない市町村については、おそらくこういった地域生活支援拠点等を作っていくことが目的になってしまっているのかなと思うところもありまして、拠点を整えていくことによる地域の効果であったり、それが利用されている方たちにとっての暮らしやすさにどうつながるのかといったことであったりやしっかりと御理解いただけると、また、捉え方も変わるのかなと期待もしたいところです。おそらく障害福祉の分野だけでなく、重層的な支援体制を地域で作っていきましょうというような動きに今はなっているかと思いますが、障害福祉に限らず、様々な福祉的なサポートが必要な方たちにとって、相談から繋がってくる具体的なサービスの提供というものを町全体でしっかりと考えていくということも、少し広げて考えていかなければいけない時代になってきているとすると、まず、この手引きがあるということがとてもうれしいことだと思います。また整備していくことの効果を、これから作っていくところにお伝えいただけるといいかなという感想を持ちました。その上で、先行の市町村さんが繰り返しチェックリストを運用していく中で精査して、よりブラッシュアップしていているという事例が届いているのかなと思いますけれども、それと同じようにこの手引きについても、より良くしていただければいいなと思います。例えば障害児通所支援などのように、先々、県内でこういったものが運用されていったときに、お互いにどういうところが得意で、苦手であるということについて市町村間で確認してくような公表という形がいいのかどうか分かりませんが、そういったところの議論というのは、部会の中でされたのかということをお伺いできればと思います。評価をするときに、どの方が評価すると公平性が担保されるかというところがやはり課題になるかと思いますが、後段の資料の中では、サービスを提供する方が評価をするということが、うまく評価につながるかどうかということが課題に出ていたと思いますが、このあたりについて先ほどの当事者の方が評価をするということも含めて今後の議論のポイントになるかと思いますが、その辺の方向性なども部会の中で出ていたのであればお聞かせいただければうれしいと思います。

高橋会長

いかがでしょうか。他の都道府県に手引きがあるかどうかというのはどうですか。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

ただいまの松下委員からの御質問について、お答えできる部分についてお答えしていきたいと思います。まず、1点目、他県でこういったものを作っているかという御質問でございますけれども、他県で作られたというような情報は聞いておりません。ホームページなどで確認した限りでは見ておりませんが、自治体単独でお作りになられたところはたくさんあるのかなと思っております。なお、国の令和4年度予算の中で科研事業

で指針を作るかのようなことが書かれておりましたので、国の方で令和4年度中にこういったものをお作りになられることがあるのかなと思っております。またそうしたものを踏まえて、本県のマニュアルの方もブラッシュアップしていけたらいいと思っております。また、公表することについてですけれども、現時点でこれはとりあえず指針としてお示ししたものです。項目を全部なのか絞ってなのか、情報共有の観点からどうしていくかというようなことについて、今後、また部会の方と相談させていただきと思いません。最後に、こういった評価を誰がするかという方向性が、本当は一番大事なことで、先ほど長谷川委員から顧客満足度というような言葉がありましたが、実際に行政と運用される事業者、そして利用される障害のある方、三者で評価していくのが本来正しいことだろうと思っております。また、そうした部分につきましても、部会の方と相談させていただきながら、より良い拠点づくりにつなげていければと思います。

高橋会長

ありがとうございました。他にいかがですか。

江川委員

豊橋のNPO法人ビリーブと、地域アドバイザーをしております江川と申します。この地域生活支援拠点等の設置の一つの目標である福祉施設入所者の地域移行ですが、実はこの東三河南部圏域でも精神科病院からの地域移行は一定数進んでいる自覚はありますが、入所施設からの地域移行がなかなか進んでいません。アドバイザーとしても、どこから取り組んでいこうかと非常に悩んでいます。本来、入所施設も福祉サービスですし、私たちと距離が近いはずなんですけれども、なかなか進んでいません。そうなるべくとやはり一番地域生活拠点等の中で重要になってくるのは体験の機会・場だと思います。今、体験の機会・場の確保ということで重点になっていますけれども、場が確保できたら、今度は体験する人を増やすというような取組を相談員としていかないといけないですし、入所施設の方でもやはり積極的に体験していただくという取組が必要なのかなと思います。そういう意味では相談員に働きかけなければいけないですし、県、市の方からも入所施設の方に対して積極的に体験していただくよう取り組んでいきたい。また、評価の中でも場の確保だけでなく、どれだけの方が活用したかということも、今後の評価の一つとしていくと、体験の場が少しずついいものになるのかなと思います。ぜひ、体験の場を使う人を増やすという取組もしていただけるとうれしいと思いますので、よろしく申し上げます。

高橋会長

重要な御指摘かなと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

御質問ありがとうございます。障害のある方が地域生活を体験できる機会・場の確保については、市町村の責務として地域生活支援拠点等の役割の一つということになっておりますけれども、場所だけ作っても人が育たなければ体験というのは実際にはできないというようなことがございます。今年度、県の委託事業でこの体験プログラムをどういった視点で作るかといったようなマニュアルを作成しているところでございます。そのマニュアルができましたら、市町村の方へもお配りさせていただき、そのプログラムをやっていくためにどういった協力体制が必要かといったことを考えていただけるよう働きかけつつ、また部会の方とも相談して新たな施策を考えていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

高橋会長

他にいかがでしょうか。

長谷川委員

今、体験の機会の場合ということでお話がありました。手引きの8ページ目ですが、こちらは体験の機会・場の確保ということで、グループホームと一人暮らしの体験の場合ということを掲げておられますが、この中でやはりショートステイも体験の場合という形で追加していただけるといいのではないかと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

高橋会長

体験の場合としても、ショートステイの活用ということですね。その件については、いかがでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

御意見ありがとうございます。体験の場合自体は、ショートステイを活用されているという市町村もございます。ただ、ショートステイがグループホームに付設されているか、入所施設に付設されているか、または単独事業所かショートステイ自体の成り立ちにも関わりますけれども、地域で暮らしたい、一人暮らしをしたい、グループホームで暮らしていきたいと思われる方のイメージづくりにはショートステイそのものが向いている方と向いていない方がいらっしゃるかと思います。ショートステイの活用もしながら御本人の将来の暮らし像に近い場所が提供できるようにということでグループホームの例示をさせていただいておりますが、御指摘のとおりですので、ショートステイの記載についても次回の検討の時に考えさせていただきます。

高橋会長

他にありますか。長坂部会長お願いします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

この手引きなんですけども、先ほど県の事務局の方からもお話しがあったとおりですが、手引きの12ページのところでこの手引きの活用方法という項目がありまして、「地域生活支援拠点等の充実に必要とされる視点を列記したもの」ということで記載がありますように、こういうチェックポイントが必要ではないかということを取りあえず取り上げたものです。それに基づいて、実際に使ってみて、どうだろう使えるだろうか、やはり不足しているだろうかというところを現場で検証していかないといけないと思いますので、先ほど言われた三者で検証して初めてこれが現実ものになっていくと思います。あくまでも手引きですので、使ってこそだと思いますし、使わなければ意味がないと思います。それから、福祉施設からの地域生活移行に関して江川委員から発言がありましたが、今、県が知的障害者福祉協会に委託しまして、私も関わっておりますけれども、以前、高橋会長がおっしゃっていた地域生活への入所施設からの移行をされた方の具体的な事例を見える化して、それを汎化するということをしてはいますが、入所施設でも本当に積極的に取り組んでいるところと、取り組んでいないところの差異があります。それはとてもはっきりしてきています。それと同時に親御さんがやはり一度入れた入所施設から出されるということに対しての不安感、地域でやっていけるんだろうかという諸々の不安感があって、だけれども同じ法人がやっているグループホームと言うと絶対的な安心感があるといったようなこととか、そういうことが分かってきました。そういったことに関しての一つのまとめをやっていきますので、参考になることが多々あるのではないかと思います。地域の事情から比較的支援度の低い方が入所施設に入っていたのか、長く入所施設にみえた方が地域で住むというのは本当に難しいんだとか、そういうことが見え隠れするような報告集がまもなく出来上がってきますので、またそれが一つの参考になると思います。

高橋会長

期待しておりますので、よろしく願いいたします。それから手引きについては今回初めて作った訳ですから、PDCAサイクルで改善していくということがこれから始まるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。他によろしいでしょうか。それでは医療的ケア児支援部会の報告に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について
医療的ケア児支援部会

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ木村室長補佐

資料1 2ページでございます。資料3を御覧ください。今年度、医療的ケア児支援部会につきましては、2回開催させていただきました。第1回、昨年4月の議題でございますが、令和2年度医療的ケア児者社会資源現況調査の結果について御報告をさせていただきました。こちらについては、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、医療機関に対して調査票を配布させていただきました、それを返信してもらうという形で実施しました。現状の医療的ケア児者の受け入れ状況と、受け入れ拡大のための必要な支援策の状況を確認するために実施した調査でございます。資料に記載しております、主な意見にあるようなことが、ほぼ調査結果ともリンクをしております。障害福祉サービス事業所や訪問看護ステーションにおいて、看護師不足や、医療的ケア児者に対応するための看護師さんのスキルといったものがやはり大きな問題であり、なかなか医療的ケア児者を受け入れることが拡大できていないということが判明してきております。今後の取組につきましては、この後、第2回の部会の報告の方でまた説明させていただきますけれども、医療的ケア児支援センターにおける研修等で対応していきたいというようなことを検討しております。続いて(2)令和3年度医療的ケア児とコーディネーター等につきましても、第2回の部会の報告の中で実績とともに御報告させていただきます。次に報告事項についてです。(1)令和2年度医療的ケア児関連事業の実施状況につきましては、市町村における協議の場の設置状況として全市町村に設置されることを目指しておりましたが、ちょうど先月2月に、最後の自治体で協議の場の開催があり、今年度中に全市町村で設置をされたということでございます。また、市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況でございます。令和3年度現在で53市町村、一つ豊根村だけは医療的ケア児がいないということで現在未配置になっておりますけれども、ほぼ配置が完了しているということでございます。活動状況や成果や課題ですが、退院カンファレンスから参加することができて退院直後から在宅生活に必要な福祉サービスについて助言することができたというような好事例もありますが、困難事例の相談先がないといったような課題も出てきております。今後の取組等については、この後、第2回のところで報告します医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修やアドバイザーのところでお答えさせていただきます。(2)医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法についてです。ちょうど6月18日に発表されたばかりでございますが、この時点ではなかなか細かい情報も入ってきておりませんでした。主な質問として支援法の中には、医療的ケア児等コーディネーターの位置付けや役割が触れられていないといったことがありましたけれども、これにつきましては、附帯決議の中に医療的ケア児等コーディネーターを中核としてとし

っかり記載がございます。引き続き、コーディネーターの方々を中心として地域の支援体制を支えていく必要があるということでございました。最後に、(3) 医療療育総合センタースマートホスピタルについて、医療療育総合センターの石黒総長にも参加していただきまして、進めていただいている「このはネット」の説明をしていただきました。以上が第1回の部会の状況でございます。

続きまして、先月2月7日に開催しました、第2回の部会の議題でございますが、1点、医療的ケア児支援センターについてです。第1回の時点では、まだ中身があまりはっきりしておりませんでした。9月18日に法律の方が施行されまして、その中には、都道府県知事は医療的ケア児支援センターを設置することができるというような条文が盛り込まれておりました。国といたしましては、医療的ケア児支援の医療や福祉、保育や教育といった多職種連携が必ずしも明確ではないと、そういった事例に対してどこに相談をしたらいいかわからないというようなことでした。愛知県では、そうした事例はあまりないのではないかと考えておりますけれども、国としてはそういったことを課題と考えておられまして、これに対応していくために支援センターが期待されているということで、この条文が盛り込まれたところでございます。本県では、地域の支援体制を専門的、広域的に支えるために支援センターを設置することといたしました。こちらの業務内容については、基幹支援センターといたしまして、県の医療療育総合センターに設置いたします。また、地域支援センター6ヶ所を重心施設等に設置いたします。まず、専門相談でございますが、基本的には、地域の医療的ケア児等コーディネーターの方々に医療的ケア児からの相談を対応していただきますが、先ほどの課題にも出てきました困難事例や、コーディネーターの方が対応したことの少ない事例などがありましたら、基幹支援センターも含めて一緒に考えていくということでございます。また、どこに相談すればいいかわからない医療的ケア児からの相談も受けさせていただいて、地域のコーディネーターさんにつないでいく、そういった形で漏れのないよう対応をさせていただきたいと考えております。続きまして、研修でございます。基幹支援センターの方では、主に全圏を対象としたような研修、地域支援センターでは担当していただく圏域内の事業所等への研修というようなことを想定しております。基幹支援センターの方では、医療的ケア児者に対応していただける看護師等、専門職の方々や、保育所等の方々を対象に研修を実施することとしておりまして、保育所等には、子ども園や、学校や特別支援学校の方々も含めるとともに、特別支援学校に配置されてる看護師さんにつきましても、実技研修や医師による指導等も受けておられると聞いておりますが、またこういった機会も活用していただきながら、研修に参加していただきたいと考えております。地域支援センターの方の訪問研修については、医療的ケア児を受け入れるために、障害福祉サービス事業所や保育所等へ出向いていただきまして、実際に受け入れていただくための設備や、対応マニュアルの中についても相談に乗っていただき、受け入れをしていただく事業所を増やしていくというような研修を考えております。続いて、情報収集・

発信でございます。基幹支援センターでは、医療的ケア児等に関する情報を一元的に集約していただいて、発信するウェブサイトを作成していただきます。また、地域の社会資源について、どんどん地域関係者の皆様に発信していただくようなことを考えております。地域支援センターでは、やはり身近な地域でないと分からない障害福祉サービス事業所等の情報をいろいろ収集していただきまして、基幹支援センターと連携をしていただきたいと考えております。最後に、関係機関との連携でございますが、基幹支援センターには地域支援センターが開催する圏域会議やアドバイザー会議への参加、医療ケア児支援部会への参加などを通じて、情報収集や、その還元をしていただきたいと考えております。地域支援センターにおいては、圏域内の関係機関連携のための連絡会議、これには市町村の各部門、福祉だけではなく、医療や保健、教育など、各医療的ケア児に関わる部分の方々から参加していただき、また、事業者の方々も含めて、こういった会議に参加していただいて顔の見える関係を築いていただきたいと考えております。また、市町村の協議の場にも参加していただくことにより、地域の課題をより身近に知っていただき、その解決にも助言等をしていただきたいと考えております。支援センターの配置及び担当圏域でございます。全部で7ヶ所、基幹支援センターにつきましても、地域支援センターの役割も担っていただきますので、県内の全部で7ヶ所の支援センターが、1ヶ所から2ヶ所の担当圏域を持って対応していただきます。2019年度の実態調査の中の数字になりますけれども、18歳未満で約1,400人、愛知県内には医療的ケア児の方がおみえになると推計しております。7ヶ所ではございますが、地域のコーディネーターの方々とも協力して支える体制を進めていきたいと考えております。14ページですが、主な意見は御覧のとおりとなりますが、市町村の複数の関係課が協働することがやはり大切であるという御意見をいただいております。先ほどの関係機関連携の中でも申し上げましたが、市町村の中の連携がいわゆる縦割りというようなところで、うまくいってないというような御意見も伺っております。今後の取組等といたしまして、来月27日に市町村の医療的ケア児の担当者会議というような場を設けさせていただきました。こちらの中で、支援センターを始め、市町村のこれからの関わりについても、また周知させていただきたいと考えております。次に報告事項として、医療的ケア児等コーディネーターについて御報告しました。まず、今年度のコーディネーター養成研修については、修了者が75名でした。こちらにも新型コロナウイルス感染症対策の中で、受講者を絞って実施をさせていただきましたが、75名、初日から4日間、全員が修了をしていただきました。今年度の受講者を含めてこれまで合計365名が、研修を修了していただいております。次に、フォローアップ研修でございます。コーディネーターさんが養成研修を受けた後に、どこにも相談や、スキルアップをする場がないという意見をいただきまして、今年度から新たに実施させていただいたものでございます。9月から12月の各半日ずつ、障害保健福祉圏域別に開催させていただきまして、トータルで105名の方が御参加いただきました。また、医療的ケア児等アドバイザー事業、こちらも新

規事業でございます。困難事例の相談先がないといったような御意見もいただいておりますので、養成研修の講師になっていただいているような方々や圏域アドバイザーの方々など経験豊富な方々をアドバイザーという形で、こちらから委嘱させていただきまして、相談や地域における講演などを行っていただくというような事業を実施していただいております。今後の取組等につきましては、アドバイザーの配置を来年度から事業所に委託するというような形で、すべての圏域に1人以上配置できるように調整させていただきたいと考えております。その他でございます。災害時における医療的ケア児者の支援についてです。現在、県では、市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアルの改訂を進めております。こういった中には、いわゆる今までの障害者や難病患者と並んで、医療的ケア児の方についても、特に支援が必要な方々というようなことを明記していただくような形でマニュアルの改訂を進めております。今年度中には、担当課の方から市町村に通知される予定と伺っております。(2) 介護職員の喀痰吸引研修、いわゆる第3号研修についてです。研修制度の内容や補助金制度について、部会の方に報告をさせていただきまして、主な意見といたしましては、第3号研修を受けたいが、やはり費用が高い、研修が少ないといったことや、小規模な事業所ですと、現場で働いていただいている職員さんが研修で抜けてしまうと、事業所が回らなくなるため研修時間を与えられないといったような御意見をいただいております。最後のページになりますが、今後の取組といたしましては、医療的ケア児の把握については、国の実態把握のための方策などの情報を踏まえて市町村と協力してまいりたいと考えております。また、医療的ケア児の支援のために喀痰吸引研修の受講支援を行うニーズや支援のための財源の活用ができるかなど、他県の取組み等を参考にしながら、研究をしてまいりたいと考えてます。

高橋会長

ありがとうございました。社会資源の実態調査と、それを踏まえた現在の取組状況について報告いただきました。精力的に進んでいるように思います。この件について、御質問、御意見はございますでしょうか。大石部会長、よろしく申し上げます。

医療的ケア児支援部会 大石部会長

部会長で県医師会の大石です。この部会とは別に、愛知県医師会が主催しています小児在宅推進企画委員会というものがございまして、これは小児在宅に関わるような小児科医を中心に、医師会役員も参加しています。また、県の医療療育総合センターを中心としてやっています県障害者医療連絡協議会、これは重症心身障害児施設とNICUを持っているような基幹病院さんが集まっている会議でございまして、ここでも医療的ケア児について話をしています。それと、この医療的ケア児支援部会が三位一体となって医療的ケア児について医療面で話し合いを行っており、3分の1ずつぐらいはメンバー

が重なっているんですが、情報を共有させていただいています。医療面からは、今回法律ができて、医療的ケア児支援センターということで、愛知県では基幹支援センター以外に、地域支援センターも作っていただきまして、他の都道府県よりも手厚く作っていただいて大変ありがたく感じています。ただ、今回7ヶ所作った訳ですが、医療圏を二つずつぐらい担当とするということで、例えば私のところの東三河の信愛医療療育センターも地域支援センターとして、五市二町一村を担当しますが、市町村によってやはりサービス事業者の数も、量も、市町村のモチベーションも大分違うということがあります。コーディネーターさんやアドバイザーが今度指定されてるといいますので、そこときっちり連携していかないとなかなかこの事業が進まないかなと感じています。また、県の方も特別支援学校や、児相とか、あと保健所、そういうところと関わってくると思いますので、市町村格差がないように進めていくのはなかなか大変なことかなと考えていますが、何とか頑張っていきたいと思います。あと、家族会の方もおそらく、大変興味を持っていらっしゃると思いますので、そちらの方の連携もしっかりやっていきたいと考えています。

高橋会長

ありがとうございました。部会長から決意表明をしていただきました。大いに期待しております。各地域の医師会も含めて、連携をとっていただきたいと思います。他にこの件について、ありませんでしょうか。

松下委員

向学のために教えていただければと思いますけれども、ウェブサイトを作成する話があったかと思います。12ページの一番下に「名古屋市医療的ケア児支援サイト え・が・お」ということで記載がありまして、さっそく拝見して、とても分かりやすいサイトでいいなと思いましたが、これの愛知県版の作成に向けて動き始めているという理解でよかったですでしょうか。一つのウェブサイトで、いろんな情報がしっかりと統合されている非常に分かりやすいサイトだったと認識しました。今後の方向性や動きなどが分かれば教えてもらえればと思います。

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ木村室長補佐

こちらの方は、来年度、医療療育総合センターに基幹センターが付設されますので、そちらの方で情報を集めていただいて、名古屋市のサイト「え・が・お」を参考にさせていただくような形で作成を進めていただきたいと考えております。

松下委員

どうしてもウェブサイトを作成するときに、発信する側からいろんなものを載せたいという思いが先行してしまって、見づらいサイトになるということが時々あります。名古屋市のこのサイトは非常に整理されていたという風に感じましたので、必要十分で、かつ見やすいユーザーインターフェースであるといいなと思いますので、ぜひ期待をしております。

高橋会長

他によろしいでしょうか。それではこの議題については終わりたいと思います。三部会とも大いに期待できる御報告でしたが、皆さんの御意見も参考にしてさらに取組を進めていただければと思います。それでは、報告事項に移ります。報告事項は4件ありますので、事務局から一括して説明をしていただいて、質問はまとめてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

報告事項

- (1) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について
- (2) グループホーム整備促進支援制度について
- (3) 精神障害者の地域移行支援について
- (4) 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

16ページの資料4を御覧ください。令和3年度相談支援アドバイザー会議の検討状況について報告いたします。今年度は一年を通じて、地域支援拠点等を取り上げてまいりました。令和3年4月1日現在、8市町が未整備となっておりますが、主な意見のところにありますように、進捗状況を把握しながら助言等を行っているという意見や、確保済の市町村においても運用や評価に課題があるといったような意見がございました。今後の取組につきましては、先ほど地域生活移行支援部会の長坂部会長からの御報告でもございましたが、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討のための手引きなども活用しながら適切に運用評価が行われるよう助言等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、17ページ資料5を御覧ください。令和3年度グループホーム整備促進制度について御説明をいたします。今年度はコロナ対策による見直しとして、初めて説明会をオンラインにより実施するとともに、グループホームの資質向上を目指しまして相談会を新規開設事業者向けと既設事業者向けの2回に分けて開催をいたしました。そのうち、相談会①の方では新規開設を予定している事業者がグループホームのイメージを膨らませられるよう、ビデオを活用したグループホーム基礎講座を行った後、グループ相談会を開催いたしました。また、相談会②の方では、今年度から初めて支援者も対

象に迎え、支援度の高い方への支援や虐待防止に関する講義を行った後で、グループ相談会を実施いたしました。来年度も、グループホームの質の向上に繋がるように、講義と相談会を組み合わせ実施してまいりたいと思います。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ涌田主任

私からは精神障害者の地域移行支援の取組について御報告させていただきます。18ページ、資料6を御覧ください。医務課こころの健康推進室では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事業としまして、保健医療福祉関係者による協議の場の開催や、精神障害者地域移行・定着推進研修の実施、ピアサポーターの養成等に取り組んでおります。まず、1の愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進支援協議会についてです。今年度につきましては、2月に書面による開催とさせていただきました。主な議題としましては、愛知県と県内市町村における地域移行・地域定着に関する取組状況のほか、ピアサポーターの活動等の取組状況などとなっております。続きまして、2の愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修でございます。精神保健福祉センターにおいて、地域の核となる支援者の育成研修を11月29日に、また、医療と福祉の連携推進を目的とした研修を12月13日にいずれもウェブにて開催いたしました。参加者は保健所担当者を始め、各研修とも60名前後の御参加をいただいております。続きまして、3の愛知県精神障害者ピアサポーター養成研修でございます。精神保健福祉センターにおいて、10月22日にウェブにて開催いたしました。研修後、受講された当事者50名のうち24名が愛知県精神障害者ピアサポーター制度に新規で御登録いただきました。令和4年2月末現在、名簿に登録されてる方は119名となっております。最後に、4のピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業でございます。本事業は、愛知県精神保健福祉士協会に委託し実施しております。実績につきましては、資料のとおりでございますが、新型コロナウイルスの影響により、大変実施が困難な状況もございまして、実施回数延4回につきましては、オンラインによる実施と委託先から伺っております。補足でございますが、20ページを御覧ください。こちらは、今年度の第1回の協議会において1年以上の長期入院患者数に関する御質問がございましたので、国の精神保健福祉資料に基づき、本県の精神病床における在院患者数を報告させていただきます。資料の表は、令和2年6月30日時点の精神病床における在院患者数を示しており、総数は10,887人、うち1年以上の当該患者数が6,771人で、全体の62.2%を占める状況でございます。

障害福祉課業務・調整グループ矢ノ口課長補佐

それでは、報告事項(4)愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて説明をさせていただきます。21ページからとなりますが、資料7-1を御覧ください。障害者差別解消(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)の一部改正についてでござ

ざいます。1の経緯からでございます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法でございますが、国の障害者政策委員会におきまして、見直しに向けた意見が取りまとめられ、令和3年5月28日に、参議院本会議において一部改正法が全会一致で可決成立いたしましたして、令和3年6月4日に公布されたところでございます。一部改正法の概要でございますが、まず1点目として、国及び公共団体の連携協力の責務の追加、2点目として、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、3点目として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が今回の改正内容となっております。先ほど令和3年6月4日に公布と御説明いたしましたが、施行期日につきましては、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりまして、具体的な期日はまだ示されていないところでございます。次に、3の施行に向けたスケジュールを御覧ください。こちらの資料は、令和4年1月31日に国で開催されました第61回障害者政策委員会に提示されたものでございます。障害者差別解消法に基づく基本方針の改定に向けた、今後の審議の進め方でございます。現在のところ、基本方針、項目別の検討が行われているところでございまして、秋頃に障害者政策委員会の意見として、基本方針の改定案が取りまとめられ、令和4年度中に基本方針の政府案が作成され、パブリックコメントの手続きを経て閣議決定されると予定されているところでございます。次に、資料7-2愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについてを御覧ください。まず、1として、愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込む事項でございます。(1)から(5)につきましては、国の法改正に合わせて条例の改正が必要となってくる箇所を示しております。次に(6)でございますが、条例第2条の定義といたしまして、今年度、愛知県障害者施策審議会におきまして、ワーキンググループを設置いたしまして、委員の皆様の中から御意見をいただいて追加しているものでございます。次に2のスケジュールについてでございますが、今年度7月に障害者施策審議会におきましてワーキンググループを設置いたしまして、9月、11月及び2月の計3回におきまして検討を進めてまいりました。また、10月から2月におきましては、関係団体のヒアリングを実施しております。関係団体というのは、障害者団体と今回、事業者団体も大幅な改定の関係があるということでございますので、交通系の団体を始めとしまして、非営利団体等、合計で約30の団体にお話を伺っているところでございます。また、事業者団体におきましては、日頃から障害のある方と関わりの薄い団体もございまして、そういった団体におきましては、啓発も兼ねて説明をさせていただいております。ヒアリングの中でいただいた御意見といたしましては、合理的配慮を求められた場合、どこまで対応できるのかが分からないといったことや、そもそも合理的配慮が何かよく分からないなどの御意見のほか、お互いに話し合っていくことが大事ではないかなどの御意見をいただいております。今後の条例の見直しにおきましては、いただいた御意見を踏まえまして、合理的配慮などについて分かりやすくお示ししていくことを検討していくこととしてお

ります。また、今回の一部改正におきまして、人材育成の責務も追加されているところでございます。実施方法といたしましては、障害当事者に参加してもらう研修を実施するなど考えられるところでございますが、今後、人材育成につきましても検討をしていく予定でございます。なお、条例改正の時期でございますが、現在、国で開催されております障害者政策委員会におきまして、次年度も引き続き基本方針の見直し検討が実施されるとなっておりますので、県の条例におきましても、それを踏まえまして、同様に来年度も継続して検討をしていくこととしております。資料7-3以降でございますが、障害者差別解消法の一部改正の概要と新旧対照表となっております。説明は省略させていただきますが、参考までに御覧いただければと思います。

高橋会長

ただいま4件の報告事項について、説明をしていただきました。これについて御質問、御意見、ございませんでしょうか。

長谷川委員

精神障害者の地域移行支援についてです。その中の19ページ目ですが、要は、ピアサポーターは精神障害者の地域移行に関して大きな力を発揮するだろうという形で、ピアサポーター養成研修も数年前から進めていただいています。先ほどお話ありましたように119名という非常に多くの方がピアサポーターとして登録されていますが、令和3年度の取組状況としては実施機関が3機関、実施回数が4件とか非常に少ないと思います。119名も養成して、地域移行をやろうということに対して3機関というのは非常に宝の持ち腐れになっていると思います。これは結果だけですね。この事業は、委託してる訳ですので、委託先に今年は何件やりなさいといったようなことは先に出しているのでしょうか。それとも、委託先は1件でも5件でもやれるだけやればよいということが終わってしまっているのか。委託するのであれば、どういう内容までやってほしいということ委託するのが普通だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

中住委員

愛知県からこの事業を委託されている愛知県精神保健福祉士協会の中住です。よろしくお願ひします。この事業自体は4年ぐらい前から委託を受けています。当協会においてピアサポーターの委員会を設けていますが、当協会では愛知県7ブロック、東三河、西三河、知多、名古屋3ブロック、尾張に分かれていますので、そこに各委員を配置して事業を展開しています。件数については、愛知県との契約の中で件数を決めて進めています。件数が少ないのは新型コロナウイルス感染症の影響です。当初は精神科の医療機関に入院している人たちを対象としており、1回目は年間20数件、30件弱の件数でしたが、新型コロナウイルス感染拡大により、精神科の医療機関に入ることができ

なくなってしまったことの現れがこの件数です。この事業は精神障害者にも対応した地域ケアシステム関連の事業ですので、今年度に関しては医療機関だけではなく、福祉事業所でもこの事業をやっていこうということになりましたが、事業所自体もやはり非常にコロナウイルスに関してはナーバスな状況になっていまして、なかなか事業を進めることができないという状況です。契約の時点で、実施する件数を定めていますが、実際この状況ではなかなか厳しいと言わざるを得ないというところです。

高橋会長

県の方から何か、このことについて発言がありますか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 涌田主任

長谷川委員、御質問ありがとうございます。県としましては、委託先である愛知県精神保健福祉士協会と年度初めに委託内容を協議しております。今年度につきましては、昨年度と同様年間25回の回数で実施をお願いしております。先ほど中住委員からも御説明がありましたように、今年度もコロナ禍にありまして、病院内での実施が困難であると聞いております。その中で、オンラインによる開催を今年度は実施しておりまして、具体的にはタブレット端末を用いて直接病棟には伺わずに病棟の別の場所から実施したという報告も伺っております。

長谷川委員

要は、計画があつて実績がどうだったかということで、計画対比で書いていただけると一番よかったと思います。その上で、それが達成できなかったのはコロナの状況がこうだからという形でまとめていただくと、ストーリーとしてはっきりすると思います。これだけを見ると、計画なしでやっているような感じを受けてしまいますので、やはり計画対比で資料は作っていただきたいということがお願いです。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 涌田主任

御意見ありがとうございます。

高橋会長

そうすると、コロナの影響で活動がにぶったということですね。コロナが収まればまた活発化するので御期待くださいということですね。

中住委員

そのとおりです。ただ、コロナについてはこの状況が収まるかどうかというのは、今回の第6波もそうですけれども、また新しい株が出てきて感染力も強いというような状

況の中で、私ども協会も、あるいは医療機関や各事業所もそれぞれ状況を見ながら動いていますので、なかなか先が読みづらいということがあります。本当は対面開催が望ましいのですが、今後、やはりオンライン開催というものをどんどん取り入れていかなければならないというようには考えています。

高橋会長

それでは、コロナ禍におけるピアサポーター活動の活発化ということも、ぜひ御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渡邊委員

今の話題と少しずれてしまいますが、地域移行支援のことをうたっていることですので、この報告としては問題ないのですが、この障害者ピアサポーター養成研修については、うちの施設の利用者さんもピアサポーターになりたいということで何人かの方が研修を受けて、地道に活動しようということでやっています。ただ、寂しいことにここにもありますように地域移行のためにやるというようなイメージをととても強く感じます。せっかくピアサポーターとして勉強して活躍したいと思っていらっしゃる方がたくさんいるのに、地域移行以外で活躍したいと思ってもできていないという状況があると思います。今回はコロナ禍であまり機会がなかったということもあるかもしれませんが、研修を受けられる方にとっては、ピアサポーター養成研修ということで、先に地域移行とうたわれている訳ではないので、そのあたりの意欲が違ってくるといのか削がれてしまって、研修が終わった後に登録はするものの何もすることがないというような研修というふうになってしまっているのではないかと見受けられます。今回は地域移行支援についての発表ですので、それについてはよいのですが、せっかくピアサポーター養成研修をされるのであれば、もう少し幅広く活用できるものにしてもらいたいなと思っています。

高橋会長

重要な御指摘であり、新しい視点かなと思います。事務局としていかがですか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 涌田主任

御質問ありがとうございます。補足にはなりますけれども、昨年度、令和2年度から精神障害者地域移行支援事業では、地域の相談支援事業所においても体験談プログラムを実施できるように委託内容を見直したところがございます。また、さらなる活動の場につきましましては、次年度の委託内容につきましまして検討してまいりたいと考えております。

高橋会長

よろしいでしょうか。まだまだピアサポーターが周知されていないと思いますので、その周知も含めて取り組んでいただくとさらに活発化されるかと思いますが、よろしくをお願いします。他にありませんでしょうか。

松下委員

差別解消法、グループホーム、地域アドバイザー会議の関係で、三つお話しさせていただければと思います。差別解消法の改正の話を聞かせていただいて、それぞれの事業者が合理的配慮などについてどのように体制を整えていくのか不安が大きいというのは、そのとおりでらうと感じていました。その話を聞きながら、例えばそれぞれの市町村にあるＪＣさん、商工会議所の青年部さん、若手の事業主さんなどで、こういった社会貢献、障害を持った方たちへの取組に関心がある方たちが多分いらっしゃると思うので、モデル的にそれぞれの町の中で、障害福祉部局等と連携しながら周知をしていくための取組などができたらいいのかなということを少し感想として感じました。検討の材料になれば幸いです。

それから、グループホーム整備促進支援制度についてですが、この取組を活かして事業を実施されたというところがある中で、この事業を活用してその後の運営が始まってからの追跡調査のようなものがそろそろあってもいいのかなと考えたところです。うまく機能しているのか、始めるにあたってもう少し情報があったらいいとか、サポート体制があったらいいと思われるのかといったところが、次の事業の発展につながってくるかなと思いましたので、検討の材料になればと思いました。

最後は、障害者相談支援アドバイザー会議に関連してですが、相談支援体制の充実と社会資源開発という視点で、ぜひ御議論いただければうれしいと思います。今年度、他県から転職転居される方の御相談を受けることができました。私は直接、その圏域ではなかったのですが、該当する圏域の方に御相談させてもらいましたが、従来ですとやはり自分たちが事業に取り組んでいる地域の中の在住在勤の障害のある方たちや御家族の支援ということに着目をしてきたかなと思います。こういった形で県外から来られる方たちが、従来の支援体制をうまく引き継ぎながら愛知県の中で暮らせないかなという御相談があるということに直面しましたので、こういったことを受入れられるような環境づくりをどうやってそれぞれの圏域や地域の中でやっていけるのかということをお議論いただくとうれしいと思います。これは、遠くの刑務所等から愛知県の方に戻ってこられるという方についても同じような課題に直面するのかなと思いますので、遠方から来られる方、あるいは何かしらの事情で県外にいる方が戻ってこられる時の体制というものも考えていけるといいかなと思います。

高橋会長

松下委員から3点御意見がありました。これについていかがでしょうか。

障害福祉課業務・調整グループ矢ノ口課長補佐

まず1点目の障害者差別解消法との関係です。市町村でモデル的な取組をできたということだと思っておりますが、まず今の現段階としましては、条例改正を進めているところでございます。その中で人材育成という話もさせていただきましたが、そういったことも必要になってくるのかなというようには考えております。先ほどの説明でも申し上げましたとおり、合理的配慮そのものが分かりにくいとか、そもそも障害者と関わったことがないというような話も多々いただいておりますので、そういった啓発も含めてやっていくという中で、例えば、好事例集であるとか、マニュアルとか、そういったようなものも踏まえて、研修などもやっていかなければいけないと思っておりますので、今後の参考とさせていただきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

残り2点について、お答えをさせていただきます。まず、グループホーム整備促進支援制度を利用された方が、その後、適切に運用をされているかというところでございますが、新規開設後のフォローアップとしてモニタリング調査というのを実施しております。特に開設された初めての法人さんについては次の年にモニタリングということでやっております。こちらの方は、指定権者等の関係で県が指定する事業所に限ったモニタリングとなりますが、県が指定する事業所以外についてもアンケート調査を実施させていただいております。アンケートでモニタリングを受けたいという要望があった事業所に対しては、何件か訪問をさせていただいて相談等はさせていただいているところでございます。また、相談会などに参加された方について、その後、困り事がないかとかいったことについては、既設事業者向けの相談会②の方に御応募いただくというようなことをしておりますけれども、またそういったフォローアップ体制ができるかどうかについても検討をさせていただきたいと思っております。

それから、他県からの転職転居の相談のことでもございますけれども、障害の有無に関わらず、どこで誰とどのように暮らすかというのは本人の本来の人権といったところでもございます。そういったところが、実際にはサービスを使っているか、使っていないかだったりとかで、例えば市町村の対応が冷たいであったりだとか、そういったようなことは重々お話を伺っておりますので、そういった部分の相談支援体制をいかにしていくかにつきましても、また人材育成部会ですとか各種研修等といったようの中で相談させていただきながら、今後の支援体制につなげていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

高橋会長

それでは、他に御意見ありますでしょうか。

江川委員

地域アドバイザーの江川です。松下委員が2点目で質問した17ページのグループホーム整備促進支援制度のところで、私も同じように今後、フォローアップ、質の向上のところに力をいれていただきたいというお願いです。まずは圏域の中で数が少ないところはもちろん整備をやっていただかないといけないと思いますが、東三河南部圏域は日中支援型グループホームなどがここ1、2年で7ヶ所増えています。また、次年度に向けて数カ所、新規設置されるということも聞いています。そうなると数的なところは比較的充足してきますので、中身も充実させていかなくてはならないと思います。実は東三河南部圏域のある市町村の行政の担当者から御相談があったケースで、その市町村に日中支援型グループホームができたんですけれども、その市町村の利用者は1割か2割。残りの8割は他の市町村で、それも比較的遠くのところから支給決定がされているということでした。また、その支給決定された利用者の方には当然、相談支援専門員がいますが、モニタリングが十分になされていなかったり、中には障害が重いにも関わらずセルフプランで支給決定がされているといったこともあり、ちょっとブラックボックス化したような状況になっているということでした。そうなってくると、やはりグループホームの支援力を高めていかないと不適切な支援、虐待につながってしまうので、もしかするとそれはグループホームの問題だけではなくて、相談支援専門員のモニタリングに課題があるのかもしれない、また市町村の支給決定にも課題があるのかもしれないというところをぜひ県のモニタリングの中で見ていただいて、そういったことを課題としてグループホームの方に投げかけていただいたり、地域アドバイザーや相談の方に投げかけていただいたり、各市町村の方に投げかけていただく必要があるのかなと感じています。そうしないと、本当に障害の重たい方が遠く離れたところで一人で住んでしまっている、誰も相談できないという状況になってしまう恐れがあるのかなと思いますので、ぜひそのあたりをお願いしたいと思います。

高橋会長

今の件は重要な御指摘かと思しますので、よろしく申し上げます。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

日中サービス支援型グループホームはやはり重度の方が一日中、その中でお暮らしになるということで外部の目が入りにくいといった御意見はごもつものことだと思います。県では、特に日中サービス支援型については、例年やっております監査指導の順序を先にして、開設後まもなくの時点での重点的な監査ということをさせていただい

ていて、適切な運営がされているかどうか等の確認をさせていただいております。先ほど言われました、例えばモニタリングがきちんとしてしっかりできているのかは相談の分野にかかってきます。その相談の分野が同じ法人であるか違う法人であるかといったよう課題であったり、県外ということで目が届かないということだったり、支給決定権者すら御本人と会っているのかどうか、そういったようなさまざまな課題があるのかなと思っております。また皆様方から、どういった形が適正であるのか御意見をいただきながら考えていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

高橋会長

それでは、次はいかがでしょうか。中住委員、お願いします。

中住委員

江川委員の発言と同じことになります。今、お答えいただきましたが、私はとても危惧しているということだけはお伝えしておきたいと思っております。同じ東三河の圏域で仕事をしていますが、これは人材育成だとかそういったことにも関係してくることだと思っております。実は、正直なことを言うと、私は問題になっているグループホームは紹介できないでいます。ですから、これについてどういうふうに取り組んでいくのかというのはとても課題ですし、なかなか各事業所の中身が見えないところはありますが、やはりしっかりと対応していかなければいけないなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいということで一言述べさせていただきました。

高橋会長

ありがとうございました。他に御意見ありますでしょうか。全体を通して何か御意見、御発言がありましたら伺います。よろしいでしょうか。それでは以上で本日の議事は全て終了いたしました。活発な御意見、ありがとうございました。

さて、最後に私事になりますが、これまで務めさせていただきました本自立支援協議会の委員を任期途中ではありますけれども、この3月末をもって退任をさせていただくことにいたしました。本協議会が2006年に始まって以来、16年間、会長職を務めさせていただきました。この間に、今日、いろいろ御報告いただきましたように、共生社会の形成に向けた社会基盤も整ってきたなと思っております。今後は、質の充実が求められる時代に移りつつあるようにも思われます。ちょうど次の世代にバトンを渡す良き時と考え、年度の替わるこの時期に勝手ながら退任させていただくことにいたしました。長年に渡り、皆様方にお支えいただいたおかげで、大役を無事に終えることができました。心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。本協議会と、この組織に関わる皆さん方は、お一人お一人が愛知県の障害者福祉を推進するための要となるかけがえのない存在であります。これからも、障害者権利条約と障害者基本法をの精神を大切

に、障害のある方々の基本的人権の尊重と共生社会の実現を目指して、愛知県の障害者福祉をますます発展していただけることを期待し退任の御挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。この後は、司会を事務局にお返しします。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

高橋会長、会議の取り回しありがとうございました。また、委員の皆様方には熱心に御協議いただき、ありがとうございました。事務的なことで恐縮ですが今回の議事録につきましては後日、委員の皆様方に送付をさせていただきます。御確認いただきました後に、今後、ホームページに掲載させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

先ほど、高橋会長からの委員退任の申出に伴いまして、会長職が空席となってしまいますので、この場で新会長の選任をお願いしたいと思います。愛知県障害者自立支援協議会の設置要綱に基づきまして、会長は委員の互選により選出されるものとなっております。どなたか御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

木本委員

私としては、現在、会長の職務代理として指名されております名古屋市総合リハビリテーションセンター副センター長の鈴木委員が適任と考えております。いかがでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

ありがとうございます。ただいま木本委員から鈴木委員の御推薦がございました。皆様に御異議がなければ、鈴木委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、御異議がないようですので、鈴木委員に新会長をお願いしたいと思います。では、ここで鈴木委員から一言、お願いします。

鈴木委員

御推薦いただきまして、誠にありがとうございました。まずは高橋先生、本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。この愛知県障害者自立支援協議会というのは、他県の協議会と比べましても非常に活発に議論が進んで、いろいろなことが進められてきている会かなと思っております。これも、これまでの高橋先生の御尽力、推進力、協議会を運営していただくお力、それから委員の皆様方の御協力や御支援によるものかと思っております。私自身、まだまだ本当に力不足ですし、当初のこの自立支

援協議会が始まった頃に比べますと、非常に中身が幅広く、さらに深くなってきている状況ではあり、それらを一つ一つ議論していかなければいけないということで、非常に重責かと思っておりますけれども、微力ではありますが、この会のために、また、愛知県の障害福祉及び相談支援体制等の整備のために尽力していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

ありがとうございました。最後に、立花課長より御挨拶を申し上げたいと思います。

障害福祉課立花課長

皆様、本日は熱心に御審議いただきまして本当にありがとうございました。また高橋先生におかれましては自立支援協議会が設置されて以来、長年に渡って会長として本県の相談支援体制始めあらゆる課題に精力的に取り組んでいただきました。心より感謝申し上げます。県としましては、鈴木新会長のもと、今後も自立支援協議会を中心としまして、障害のある方の支援体制づくりに取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただけますようよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

障害福祉課地域生活支援グループ加藤課長補佐

以上をもちまして、令和3年度第2回愛知県障害者自立支援協議会を閉会にさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。